

## 建設事業に係る事業主団体の作成する実施計画の認定等の取扱いについて（案）

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づく事業主団体の作成する実施計画の認定等に係る諮問については、当委員会の全委員が認定等を妥当と認め、個別に全委員から認定等を妥当とする旨を確認することをもって当委員会として認定等を妥当として差し支えないものと座長が判断した場合には、その全委員への確認をもって、当委員会として認定等を妥当とすることができるものとする。